

# 7.社会参加

## 外出援助

### ① 移動支援事業 **身療精難**《マイナンバーの書類→72ページ参照》

**対象** 視覚障害者(児) (同行援護の対象にならない方)、全身性障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、難病患者等

※全身性障害者とは、脳性麻痺による障害の程度が1級の方など、両上肢の機能障害を有する者又はこれに準ずる者をいいます。

**内容** 心身の障害等のため屋外での移動に困難がある障害者(児)の方に対し、外出のための支援を行います。

※外出内容によっては対象とならないものがあります。

**料金** サービス費用の原則5%(定率負担)の負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように所得等に依りて、上限額が設定されています。

**問合せ** 18歳以上の身体・知的障害者、難病患者等

障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

18歳以上の精神障害者

保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

18歳未満

こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

### ② 全身性障害者介護人派遣事業 **身**

脳性麻痺による障害の程度が1級の方など、重度の全身性障害者(18歳以上)が施設又は職場へ直接行き来する際、介護人を派遣してその送迎を行ない、介護人(障害者の親族以外)に手当を支給する制度です。

※派遣を受けようとする方及び介護人となる方は、あらかじめ登録が必要です。

**問合せ** 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

### ③ 障害児(者)生活サポート事業 **身療精難**

在宅の障害者に対する様々なサービス(一時預かり、送迎、外出援助等)を行う団体に、そのサービスの実績により一定の補助金を交付することで、障害者が迅速・柔軟なサービスが受けられるようにする制度です。(団体、利用者ともに事前の登録が必要)

事業所名(団体名)	所在地	連絡先
ほぷり	所沢市緑町 4-7-13 安藤ビル 1F	☎04-2924-2255 (Fax 2924-3366)
とことこの家	所沢市泉町 911-3	☎04-2939-9733 (Fax 同)
ケアサポートなかま	所沢市美原町 5-2026-7	☎04-2992-1310 (Fax 2946-9705)
サポートの和	所沢市牛沼 347-43	☎04-2995-2525 (Fax 同)
すたっぷ	所沢市美原町 1-2912-2 黒田マンション 310	☎04-2941-5871 (Fax 2941-5876)
どんぐりの里	入間市新久 819-11-25-366	☎04-2937-1520 (Fax 2937-1521)

みんなのいえ	入間市扇町屋 5-5-17	☎04-2966-5428
レスパイト大樹	入間市上藤沢 987-1	☎04-2968-3581
さくらんぼ	入間市久保稲荷 4-4-10	☎04-2963-6000
くみちゃんち	飯能市芦荻場 685-1	☎04-2934-1790
きらきら星 Sayama	狭山市入間川 3-19-15	☎04-2954-0246
国民生活向上委員会	狭山市東三ツ木 7-3	☎049-291-2311
なごみテラシマ	狭山市富士見 2-21-27	☎090-2750-2711 (Fax 049-243-4066)
二人三脚	ふじみ野市上福岡 4-6-1	☎049-264-0990
たんぼぼ	ふじみ野市大井中央 1-9-22	☎049-262-7321
ファミリーサポートセンター 昴	東松山市松葉町 2-17-43	☎049-325-3353
あおい糸	富士見市羽沢 2-5-48 ケアメゾン UD100 号室	☎049-293-1910
サンすまいる	新座市北野 1-2-22	☎048-458-0217 (Fax048-458-0218)
毛呂山サポートセンター	毛呂山町大谷木 2 6 8-4	☎049-294-2040
アシスト秩父	秩父市中村町 3-1 2-2 3	☎0494-25-0339

**問合せ** 18歳以上の身体・知的障害者、難病患者等  
 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147  
 18歳以上の精神障害者  
 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178  
 18歳未満  
 こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

#### ④補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付 身

在宅の重度障害者の社会参加促進のため、補助犬の給付をしています。

※補助犬の給付に時間がかかる場合があります。

**対象** 県内に1年以上在住している18歳以上の在宅の身体障害者で、盲導犬については視覚障害1級の方、介助犬については肢体不自由1・2級の方、聴導犬については聴覚障害2級の方

**費用** 無料（ただし、補助犬の飼育管理等に伴う費用は自己負担）

**問合せ** 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

#### ⑤運転免許の無料教習 身

18歳以上の身体障害者が身体障害者運転能力開発訓練センターで普通免許を取得する場合、次の1～3の全てに当てはまる方は、所定の教習料金が無料になります。

1. 公共職業安定所に求職登録してある方
2. 運転免許試験場で適性検査に合格した方
3. 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

**入所日** 1、4、7、10月の初め

**教習期間** 3ヶ月

**問合せ** 身体障害者運転能力開発訓練センター東園 新座市堀ノ内2-1-46  
 ☎048-481-2711 Fax048-481-6578 <http://www.azumaen.or.jp>

## ⑥自動車運転免許取得費補助 **身療精**

- 対象** 次の1～3の全ての要件を満たす方（教習前に申請して下さい）
1. 身体障害者、知的障害者、精神障害者  
（視力、聴覚、言語、肢体不自由者にあつては、道路交通法第91条の規定によって運転できる自動車等の種類について限定され、又は運転について必要な条件を付される方）（「アクセル手動式」「補聴器使用」等）
  2. 運転免許取得により収入の向上又は就業、就職に著しく有利になる等、その更生が期待される方
  3. 低所得世帯の方（特別障害者手当の所得制限を超えないこと）
- 補助金額** 120,000円まで
- 持ち物**
- ・印鑑と手帳
  - ・運転免許適性相談の結果が分かる書類
  - ・教習所の見積書
- 問合せ** 身体障害者手帳また療育手帳をお持ちの方  
障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147  
精神保健福祉手帳をお持ちの方  
こころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

## ⑦自動車運転適性相談 **身**

運転免許の取得を希望している方で、心身に障害のある方、運転免許を取得した後に心身に障害が生じた方の相談を受け付けております。

**相談日** 月曜日～金曜日（祝・休日を除く）10:00～11:30、14:00～16:00  
第3日曜日（要事前予約） 8:30～11:30、13:00～16:00

**費用** 無料

**持ち物** これから運転免許を取得したい方：  
写真2枚（縦3cm×横2.4cm）、身体障害者手帳  
運転免許の条件の解除を希望する方：  
運転免許証、身体障害者手帳（お持ちの方）  
運転免許取得後に障害が生じた方：  
運転免許証、印鑑、身体障害者手帳（お持ちの方）

**問合せ** 埼玉県警察本部運転免許センター1階 適性相談室 鴻巣市鴻巣 405-4  
☎048-543-2001（音声ガイダンスに従い4番を押してください）  
Fax 048-543-7727

## ⑧自動車改造費補助 **身**

- 対象** 次の要件をすべて満たす方（改造前に申請して下さい）
- ・身体障害者手帳の交付を受けている上肢1・2級、下肢1・2級又は体幹1・2級の方
  - ・低所得世帯の方（特別障害者手当の所得制限を超えないこと）
  - ・自動車を取得し、これを自ら運転できるよう改造することで就労等の機会が拡大すると認められる方
- 補助金額** 100,000円まで
- 持ち物**
- ・印鑑と身体障害者手帳
  - ・低所得世帯であることを証明するもの（源泉徴収票等）
  - ・改造にかかる業者の見積書
  - ・運転免許証（コピー可）
- 問合せ** 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

## ⑨駐車禁止除外標章の交付 **身 療 精**

駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます。

対象

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者
別表に該当し、歩行困難な方	㉠、A	1級

問合せ 所沢警察署 所沢市並木 1-6-1 ☎2996-0110

持ち物 ①手帳②車検証（コピー可）③その他必要と認める書面

別表

※身体障害者障害程度等級表参照（P67～P69）

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	下肢機能	1級から4級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級

## ⑩障害者団体ふれあい活動支援事業

障害者団体が視察、研修等、福祉の増進に寄与する活動を実施するにあたりバスを利用した場合に、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

問合せ 障害福祉課で事前相談が必要。☎2998-9116 Fax 2998-1147

## ⑪福祉バスの提供

埼玉県では障害者団体等が各種行事、研修会、会議等を行う場合、車いす用リフト付大型バス「おおぞら号」を無料で提供しています。

問合せ 埼玉県障害者福祉推進課

☎048-830-3310 Fax 048-830-4789

# リハビリ・つどい・歯科診療

## ① ①保健センターリハビリ教室（基礎コース）

対象	64歳以下の脳卒中などによる後遺症があり、概ね退院1年以内の方
目的	病院から在宅への移行期を支援すること、社会参加を支援すること
会場	所沢市保健センター
回数と期間	週1回・6ヶ月間
内容	リハビリ体操・生活訓練・趣味や作業活動・家族の日等
通所方法	送迎バスもしくは自己通所
費用	無料
問合せ	保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

## ① ②保健センターリハビリ教室（ステップアップコース）

対象	身体的な障害のある64歳以下の方
目的	自立や社会参加に向けて支援すること
会場	所沢市保健センター
回数と期間	週1回・1年間
内容	身体機能維持のための体操、作業活動、集団活動等
通所方法	自己通所
費用	無料
問合せ	保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

## ② 地域リハビリ交流会

対象	脳血管疾患などによる後遺症があり、在宅生活をされている方
目的	心と体のリハビリ・交流・仲間づくり
会場	市内まちづくりセンター（松井・三ヶ島・並木・小手指）
回数	月1回
内容	地域の方との交流・リハビリ体操・季節行事・レクリエーション
通所方法	自己通所 ※事前に相談・登録が必要
費用	会場により参加費あり
問合せ	保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

## ③ 失語症者のつどい

対象	脳卒中などによる後遺症で、失語症がある方。
目的	コミュニケーションと仲間づくり
会場	所沢市保健センター
回数	月1回
内容	歌・会話ボランティアとのコミュニケーション・季節の行事・学習会など。同日に「家族のつどい」を開催
通所方法	自己通所
費用	無料
問合せ	保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

障害  
手帳等

相談・  
支援の  
窓口

手当・  
年金等

医療費  
の助成

税金・  
交通運賃等

在宅福  
祉サー  
ビス

社会  
参加

住宅・  
施設  
その他



#### ④ 脊髄小脳変性症者のつどい

対象 在宅で生活されている脊髄小脳変性症の方・家族  
目的 コミュニケーションと仲間づくり  
会場 所沢市保健センター  
回数 3ヶ月に1回  
内容 情報交換や体操など  
通所方法 自己通所  
費用 無料  
問合せ 保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

#### ⑤ 高次脳機能障害者のつどい

対象 在宅で生活されている高次脳機能障害者で、64歳以下の方  
目的 コミュニケーションと仲間づくり  
会場 所沢市保健センター  
回数 月2回  
内容 グループ活動など  
通所方法 自己通所  
費用 無料  
問合せ 保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

#### ⑥ 保健センターサロン

対象 在宅の精神障害者  
会場 所沢市保健センター  
日時 毎週木曜日の9時30分～15時  
内容 レクリエーションやグループ活動を行いながら、日中の居場所を提供します。  
費用 無料  
問合せ 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

#### ⑦ 保健センターうつ病・強迫性障害等の当事者・家族のつどい

対象 うつ病、強迫性障害等により治療中の当事者と家族  
会場 所沢市保健センター  
日時 月1回  
内容 症状や治療、日常生活の過ごし方、家族の対応等について情報交換を行います。3か月に1回精神科医師も参加します。  
費用 無料  
問合せ 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

#### ⑧ わかちあいの会ところざわ

対象 身近な人を自死で亡くしたご遺族  
会場 所沢市保健センター  
日時 偶数月第2土曜日午後1時～3時  
内容 話し合い、情報交換  
費用 無料  
問合せ 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

## ⑨—①発達障害家族のつどい

対象	18歳以上の発達障害のあるご家族がいる方
会場	所沢市保健センター
日時	月1回
内容	年齢によるグループごとの話し合い、情報交換
費用	無料
問合せ	保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

## ⑨—②発達障害児家族のつどい

対象	未就学～18歳未満の発達障害のあるご家族がいる方
会場	こどもと福祉の未来館
日時	月1回
内容	家族の対応等について話し合い、情報交換
費用	無料
問合せ	所沢市立松原学園 ☎2990-3488 Fax 2943-2322

⑩国立障害者リハビリテーションセンターの障害者検診 **身**

身体の状態と生活機能の確認にご活用ください。

障害者検診（活動機能低下予防）	
対 象	身体障害者手帳をお持ちの、18歳以上65歳未満の方
診療日時	木曜日 午後1時30分（待ち時間を含め、1～2時間を予定）
医 療 費	1,000円（医療保険の適応ではありません。）
申込み方法	国立障害者リハビリテーションセンターに、あらかじめお申込みのうえ、受診してください。

診療場所・申込先 国立障害者リハビリテーションセンター ☎2995-3100（内線 7285）  
FAX 2996-3074 メール kenshin@rehab.go.jp

⑪歯科診療所あおぞら（所沢市保健センター内）の歯科診療 **身** **療** **精**

歯科診療所あおぞらでは障害児者や在宅要介護高齢者の方への歯科診療を行っています。

1. 障害児者歯科診療※	
対 象	市内在住で一般の歯科診療所での診療が困難な障害児者の方
診療日時	日曜日及び木曜日 午前9時～午後0時30分
医 療 費	一般の病院、診療所と同じで健康保険法、重度心身障害児等医療費助成制度、生活保護法等が適用されます。
申込み方法	歯科診療所あおぞらに、あらかじめお申込みのうえ、受診してください。
2. 在宅要介護高齢者歯科診療	
対 象	市内在住で原則65歳以上の寝たきり状態の方
診療日時	日曜日 午前9時～午後0時30分 ・訪問診療も実施しています。
医 療 費	一般の病院、診療所と同じで健康保険法、重度心身障害児等医療費助成制度、生活保護法等が適用されます。
申込み方法	歯科診療所あおぞらに、あらかじめお申込みのうえ、受診してください。

診療場所・申込先 所沢市歯科診療所あおぞら（保健センター内 1階） ☎2995-1171

※障害児者歯科診療は、一般の歯科診療所で診療が困難な方に限ります。

# その他の社会参加サービス

## ①手話通訳者・要約筆記者の派遣 身

市内に在住する聴覚又は音声・言語機能障害のある方に、各種の手続きや相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

問合せ 所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所（所沢市社会福祉協議会内）

☎2939-5064 Fax2923-4780

※同様のサービスを埼玉聴覚障害者情報センターでも提供しています。

☎048-814-3353 Fax048-814-3354

## ②埼玉県盲ろう者通訳・介助員派遣事業（埼玉県障害者交流センター内）身

問合せ 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1

☎/ Fax 048-823-7080（開所日：月木金土 9：30～16：30）

## ③デージー版及び点字版の広報 身

視覚障害のある方向けに、デージー版・点字版を作成している発行物があります。ご希望の方は、各担当課までご連絡ください。

タイトル	担当課	問合せ先
広報ところざわ	広報課	市役所3階 ☎2998-9024 Fax 2994-0706
翔びたつひろば	生涯学習推進センター	〒359-0042 所沢市並木 6-4-1 ☎2991-0303 Fax 2991-0306
ところざわ市議会だより	議会事務局	市役所3階 ☎2998-9256 Fax 2998-9222
健康ガイドところざわ	保健医療課	市役所1階 ☎2998-9385 Fax 2998-9061
家庭の資源とごみの分け方・出し方	資源循環推進課	市役所5階 ☎2998-9146 Fax 2998-9394

＜デージー版・点字版等県広報紙＞

『彩の国だより』『埼玉県議会だより』のデージー版・点字版等を無料で配布しています。

問合せ 『彩の国だより』県広聴広報課

☎048-830-2857 Fax 048-824-7345

『埼玉県議会だより』県議会事務局 政策調査課 広報担当

☎048-830-6257 Fax 048-830-4923

## ④郵便等による不在者投票制度 身

自宅で郵便等による投票ができる制度です。

対象 選挙人名簿に登録されている身体障害者で

- ・両下肢、体幹、移動機能障害で1、2級の方
- ・内部障害者で1～3級の方
- ・免疫障害者で1～3級の方

※自ら投票の記載をすることができない方で、上肢または視覚1級の方は代理記載制度をご利用いただけます。（あらかじめ届出が必要です。）

手続き 郵便等投票証明書（7年間有効）の交付を受け、各選挙ごとにこの証明書を提示して投票用紙、投票用封筒を請求します。詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ 所沢市選挙管理委員会（市役所4階）☎2998-9259 Fax 2998-9137



## ⑤録音資料、点字資料等の貸出 身

視覚障害のある方を対象に、デイジー版や点字資料等を貸出するサービスです。

**対象** 市内に在住・在勤・在学している視覚障害者で、身体障害者手帳をお持ちの方

**手続き** 所沢図書館本館にて登録が必要です。

貸出方法はカウンター貸出または、郵送貸出となります。

**問合せ** 所沢図書館本館 所沢市並木 1-13 ☎2995-6311 Fax 2992-1421

## ⑥対面朗読 身

視覚障害のある方を対象に、図書館内の朗読室等で、朗読奉仕者（ボランティア）が対面で本や雑誌、新聞などを代読するサービスです。

**対象** 市内に在住・在勤・在学している視覚障害者で、身体障害者手帳をお持ちの方

**手続き** 所沢図書館本館にて登録が必要です。

**問合せ** 所沢図書館本館 所沢市並木 1-13 ☎2995-6311 Fax 2992-1421

# 8.住宅等

## ①住宅改造への補助（居宅改善）**身**

重度障害者が居宅の一部（浴室、トイレ、玄関、台所、ろうか等）を改造し、障害に応じて使いやすいとする場合、その費用を補助します。

なお、日常生活用具の居宅生活動作補助用具に該当する改修工事を除きます。また、新築、増改築も補助対象になりません。

**対象** 下肢、体幹障害で1、2級の方

**所得要件** 世帯の最多収入者の前年分所得税額が100,500円以下であること

**上限額** 240,000円まで（**工事前の申請が必要**）

**問合せ** 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

（18歳未満はこども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035）

## ②県営住宅 **身 療 精**

年に4回（1月・4月・7月・10月）、各募集月の1日から21日（注：1月については、4日から21日）までの間、定期募集を行っています。申込みには、「埼玉県内に住所又は勤務場所があること」のほか、「定められた入居収入基準の範囲内であること」、「自己所有の住宅がないこと」、「住民税の滞納がないこと」などの共通申込み資格を備える必要があります。

共通申込資格を備え、次の世帯に該当する方が県営住宅を申込みの場合、抽選倍率の優遇（当選確率が高くなる制度です。優先ではありません。）を受けることができます。

高齢者世帯	申込者本人が入居可能日の前日時点で60歳以上であり、同居者（配偶者を除く）の全ての方が、60歳以上の1親等の親族である世帯。 ※「高齢者・障害者住宅」を申込み、高齢者世帯の申込者本人が75歳以上である場合は、当選確率が更なる制度があります。
障害者世帯	申込者本人又は同居者に次のいずれかに該当する方がいる世帯。 ①身体障害者手帳1級から4級までの方 ②精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方 ③障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方 ④療育手帳AからBまでの方

※当選後、入居資格審査があります。

また、県営住宅には、身体障害者等を対象とした次のような住宅があります。

単身住宅	共通申込み資格を備え、次のいずれかの要件を備えた1人の世帯。（ただし、常時の介護を必要とせず、単身で自立した日常生活を営むことが可能である方に限ります。） ①入居可能日の前日時点で60歳以上の方 ②身体障害者手帳1級から4級までの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方 ④療育手帳AからCまでの方 ⑤生活保護を受けている方
単身車いす住宅	共通申込み資格を備えた1人世帯の方で、身体障害者手帳1級から4級までのいずれかの交付を受けた車いす使用者であること。（ただし、常時の介護を必要とせず、単身で自立した日常生活を営むことが可能である方に限ります。）
車いす住宅	共通申込み資格を備えた2人以上の親族で構成されている世帯であり、申込者本人又は同居者に身体障害者手帳1級から4級までのいずれかの交付を受けた車いす使用者がいる世帯であること。

**問合せ** 埼玉県住宅供給公社本社県営住宅課

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

☎048-829-2875 Fax048-825-1822

※募集案内は、各募集月に市街地整備課(市役所高層棟5階)、各まちづくりセンター、各市民課サービスコーナーでも配布しています。

### ③市営住宅 **身 療 精**

年に2回(1月・7月)、各募集月の初旬から中旬にかけて空家募集を行っています。申込みには「所沢市内に住所又は勤務場所があること」のほか、「定められた入居収入基準の範囲内であること」、「自己所有の住宅がないこと」、「住民税の滞納がないこと」などの共通申込み資格を備える必要があります。

共通申込資格を備え、次の世帯に該当する方が市営住宅を申込みの場合、抽選倍率の優遇(当選確率が高くなる制度です。優先ではありません。)を受けることができます。

高齢者世帯	申込者本人が入居可能日の前日時点で60歳以上であり、次の①から③までのいずれかに該当する方のみと現に同居し、又は同居しようとする世帯 ①配偶者(内縁関係にある方及び婚約者を含む。) ②18歳未満の親族 ③60歳以上の親族
障害者世帯	申込者本人又は同居者に次のいずれかに該当する方がいる世帯。 ①身体障害者手帳1級から4級までの方 ②精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方 ③療育手帳AからCまでの方

※当選後、入居資格審査があります。

また、市営住宅には、身体障害者等を対象とした次のような住宅があります。

単身住宅	共通申込み資格を備え、次のいずれかの要件を備えた1人の世帯。(ただし、常時の介護を必要とせず、単身で自立した日常生活を営むことが可能である方に限ります。) ①入居可能日の前日時点で60歳以上の方 ②身体障害者手帳1級から4級までの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方 ④療育手帳AからCまでの方 ⑤生活保護を受けている方
車いす住宅	共通申込み資格を備えた2人以上の親族で構成されている世帯であり、申込者本人又は同居者に身体障害者手帳1級から4級までのいずれかの交付を受けた車いす使用者がいる世帯であること。

問合せ 埼玉県住宅供給公社川越支社

〒350-1101 川越市市場 2218-4 ベルアート 301号室

☎049-227-6418 Fax049-233-5353

※募集案内は、募集期間中に市街地整備課、各まちづくりセンター、各市民課サービスコーナーで配布しています。

### ④UR賃貸住宅申込みの優遇 **身 療**

心身障害者又は高齢者を含む世帯に対してUR賃貸住宅の当選率等が優遇されます。

対象 ・身体障害者手帳1級～4級の方

・療育手帳 A、Aの方

※高齢者世帯でも該当する場合があります。

問合せ 独立行政法人 都市再生機構 UR所沢営業センター

〒359-1123 所沢市日吉町 15番 14号 所沢第一生命ビル4F

☎04-2924-4481 Fax 04-2924-4751